

水産政策審議会企画部会
第74回議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第74回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 平成29年11月29日(水) 午前10時30分

閉会 平成29年11月29日(水) 午後12時05分

2. 出席委員

(委員) 大森 敏弘 姜 明子 佐藤 安紀子 橋本 博之
 浜田 峰子 東村 玲子 平野 澄子 細川 良範
 水越 和幸 山下 東子

(特別委員) 久保田 正 菅原 幸洋 菅原 美徳 鈴木 博晶
 津田 幸喜 中田 薫 若狭 信行 和田 律子

3. その他出席者

(水産庁) 森漁政部長 保科増殖推進部長 岡漁港漁場整備部長
 藤田企画課長 高瀬漁場資源課長 伊佐栽培養殖課長
 山本整備課長 三野海洋技術室長 中奥内水面漁業振興室
 他

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第74回企画部会
議事次第

日 時:平成29年11月29日(水)10:30~12:05
場 所:農林水産省本館4階 第2特別会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

- (1)平成29年度水産白書の構成と骨子について
- (2)その他

4 閉 会

目 次

1 開 会	1
2 平成29年度水産白書の構成と骨子について	2
3 その他	18
3 閉 会	23

○企画課長 定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第74回企画部会を開催したいと思います。

開会に当たり、森漁政部長より御挨拶を申し上げます。

○漁政部長 おはようございます。漁政部長の森でございます。

水産政策審議会第74回企画部会の開催に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

初めに、委員並びに特別委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただき感謝申し上げます。

また、部会長を初め、何人かの委員、特別委員の皆様方におかれましては、先日の11月16日から17日、唐津市、松浦市への現地調査のほうに参加をしていただきありがとうございます。非常に今回のアクションのテーマにあわせて技術の導入といったことの観点からの視察内容というふうになっておりましたが、刺激になっていたらいいなというふうを考えておる次第でございます。

本日の企画部会につきましては、前回にお諮り申し上げました水産白書の作成方針とスケジュール、これを踏まえまして、事務局のほうで作成をいたしました水産白書の構成と骨子について御審議をいただきたいというふうに思います。

先ほど申し上げましたとおり、特集テーマにつきましては、水産業にかかる技術の発展とその利用ということでございます。海洋環境、資源状況の情報ですとか、あるいはICTの活用といったことを中心に記述してはどうかという案で御説明をさせていただければと思っておりますし、また、一般動向編につきましても、構成等について御審議をいただければということでございます。

本日、限られた時間でございますが、活発な御意見を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきますと思います。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○企画課長 それでは、事務局のほうより申し上げます。

本日の会場は、委員の皆様の前にマイクが設置されてございません。御発言の際には事務局のほうでマイクをお持ちいたしますので、挙手をいただきまして、それから御発言をお願いいたします。

まず、それでは委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定によりまして、審議会の定足数は過半数とされてございます。本日は、委員11名中10名の方が御出席されておまして、定足数を満たしております。本日の企画部会が成立していることを御報告いたします。また、特別委員につきましては12名中8名の方が御出席されてございます。水産政策審議会につきましては、水産政策審議会議事規則第6条に基づき公開で行うこととなっております。また、第9条に基づきまして、議事録を作成し、縦覧に供するというものとなっております。

では、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

表紙といたしますか、議事次第の後に資料一覧ということでございまして、さらに資料1から3までが本日の資料となっております。もし不足がございましたら事務局のほうま

でお申しつけください。よろしいでしょうか。

もしカメラのほうが入っているようでしたら撮影はここまでということにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、山下部会長、議事進行のほうよろしく願いいたします。

○山下部会長 皆様、おはようございます。早くからお集まりいただきましてありがとうございます。

また、先ほど森漁政部長のほうから御挨拶の中でございましたが、先々週視察のほうに参りました。我々視察に行けた者はよかったですけれども、あいにく御都合が悪くて御参加いただけなかった委員の皆様方、大変申しわけございませんでした。また別の機会にいろいろ見てきたことなどをお話、御報告できればというふうに思います。

それでは、着席をして進めさせていただきます。

本日の議題ですけれども、平成29年度水産白書の構成と骨子についてとなっております。また、企画部会は本日12時までの予定としておりますので、議事進行への御協力をよろしく願いいたします。

ただ、少くくは12時を過ぎても大丈夫だというふうにも聞いておりますので、そのあたり御加減を、御都合をちょっと見ていただければというふうに思います。

それでは、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○企画課長 企画課長の藤田でございます。申しわけございませんけれども、座って説明させていただきます。

資料2をお手元に御用意ください。

まず、平成29年度の水産白書の構成と骨子ということでございます。1ページ目と2ページ目で全体の構成をお示ししております。まず、第1部としまして、平成29年度の水産の動向ということでございまして、先だって議論いただきましたように、第I章におきましては、特集といたしまして水産業にかかる技術の発展とその利用について特集をいたします。第II章で、例年どおり、平成28年度以降の我が国の水産の動向という形にいたしたいということでございます。

第2部につきましては、施策の部分に移っていきまして、平成29年度に講じた施策を書いていきます。次に平成30年度の水産施策ということで、30年度に講じようとする施策というものをこの最後に記述をするということでございしますが、この部分は皆様御承知のとおり、現在、平成30年度の予算を要求中の段階でございますので、そういったものを踏まえまして明らかになった段階で記述をしていくということで考えております。

それで、まず第I章の特集の中身を少し御紹介させていただきたいと思っております。

第I章の第1節、水産業にかかる技術の発展の歴史ということで、まず最初に技術のICTの本題といいますか、一番興味のあるところに入る前に序論といいますか、そういった意味で歴史を記述したらどうかというふうに考えております。

大きく分ければ漁業ですとか、流通加工の部分とか、漁港漁場整備にかかわるものとい

うようなもので分けられると思いますけれども、歴史の部分につきましては、余り詳細にそれぞれのことについて記載をし過ぎると非常に分量が多くなってしまいますので、そういった意味では書けるものはうまく一番下に書いてくださいますように、年表みたいな形でコンパクトにできるものはしたいなというふうに考えてございます。

例えば漁業の関係で簡単に御紹介いたしますと、非常に江戸時代とかはイワシが農業用の肥料として使われてきたということで、その関係で発展をしてきたとか、あと、外国の漁業を学んで技術をどんどん取り入れて発展してきた明治の時代とか、その後、非常に動力漁船とか漁具がどんどん発達して、冷凍技術も発達してきたというような昭和の時代とか、そういったさらには魚探とかソナーといったものが開発されたというような流れがちょっと簡明にわかるような形にまとめたいなというふうに考えてございます。

次に、第2節のほうへ移っていただけますでしょうか。4ページになります。

海洋環境や資源状況の情報とその活用状況ということで、ここに3つ丸で書いてございますけれども、観測機器や人工衛星を活用した海洋環境の把握というようなこと、資源状況の把握、海洋環境と水産資源との関連というようなことでして、漁業や養殖を行うといった際に、まさしく海洋環境の状況とか資源の状況、漁海況の状況というんですか、そういうものをうまく把握するとか、それを利用する、さらには近年で申し上げますと、地球温暖化による漁場の変化といいますか、そういったものをどういった形でうまく技術の活用によって把握し、それを活用できるような形になっているかというものについて記載をしたいというふうに考えてございます。

次に、5ページの第3節を御覧ください。

ここが一番充実した形で取組の内容を御紹介申し上げたいというふうに考えております。ただ、ある程度分野ごとに整理をして例を紹介していかないと何が書いてあるのかよくわからないということになりますし、余り似た事例を列挙し過ぎるとかえって紹介になりにくいということもございますので、そういった意味でここに書いてありますように、例えば養殖業における活用の話とか、定置網漁業におけるICTの活用、沿岸漁業への応用とか、ドローンですとかAI技術にICTの技術を活用した大水深域における高精度かつ効率的な漁場の整備といった項目立てをしまして、そういったことをまとめて事例紹介をしていくということを考えております。

ただ、ちょっと御了解をいただきたいのは事例紹介でございますので、事例を紹介する際に関係する方といいますか、地域とかの了解をとっていかないと、余り御了解もなしにどんどん事例を紹介というわけにはいかないのです、そういった意味で調整次第で内容が多くなったり、若干記述が省略される部分があるかもしれないということは御了解をいただきたいと思います。

あと、実際にここに書いてありますように、例えばICTの活用におきましては、養殖業とかでは導入事例が多うございます。あと、定置の話とかも少しありますので、そういったものは現場で活用されている部分がありますから、ちゃんと分量を考えながら紹介を

していきたいというふうに考えてございます。

次に、6ページを御覧ください。

6ページが第4節ということで、科学と現場が一体となる水産業の持続的な発展に向けてということで、ここは第1節から第3節までのこの記述を踏まえまして、特集の取りまとめという形で、今後の方向性が示唆されるような形の記述ができたかなというふうに考えてございます。

幾つかちょっと想定する例として考えておりますのが、記述内容の例としてあります。1つ目にありますように、例えば人工衛星のデータを活用した効率的な漁業活動とか、あと、IoTとかAIなどのICTをうまく養殖業に活用したというようなことで、漁業経営がうまく効率的にできるというようなことについて記述するというようなこととか、あと、加工業におきましてもいろいろ新しい技術があると思っておりますので、そういった省力化みたいな話についても期待をしたいというふうに考えております。

さらに若干効率化ということではないですけれども、監視システムみたいな話についても、青森県などで応用が実際にされておりますので、そういったものについても活用の方向性について記述をしたいというふうに考えております。

7ページを御覧ください。

7ページ以降が、例年と同じ部分になります。先だって御説明申し上げましたように、第II章の平成28年度以降の我が国水産動向のところでは、まず序説のところ、今年の4月に閣議決定されました水産基本計画の概要について触れたいと思っております。その後、第1節として水産資源及び漁場環境をめぐる動きとしてここに掲げているような形で項目立てをいたしまして記述をしたいというふうに考えております。

8ページを御覧ください。

8ページが、第2節といたしまして、実際に例えば、我が国水産業をめぐる動きといたしまして、漁業、養殖業とかの国内生産の動向ですとか漁業経営の動向、就業者の動向を記述していくと、加工流通業まで含めて記述をするということで考えております。

第3節が我が国の水産物の消費・需給をめぐる動きということで、水産物需給の動向、水産物消費の状況、それにかかわるエコラベルみたいな話とか貿易の話ということでございます。ここにつきましては、先だっても多数の委員のほうからこの点非常に重要だという御指摘をいただいておりますので、我々のほうもできるだけ充実した内容が記載できるように努力をいたしたいというふうに考えておりますし、もしその中でうまく強調できるものがあれば協調していきたいというふうに考えております。

10ページを御覧ください。

ここは、実は去年は多くの部分が第4節、水産業をめぐる国際情勢というのが特集で書かれていたものになります。特集の位置付けが毎年変わりますので、特集だった部分をもとの内容といいますか、流れに戻してくるというような形になっておまして、世界の漁業とか、あと国際交渉の話とか、捕鯨をめぐる状況とか、海外漁業協力、外国人技能実習

制度についてこの部分で記載をするというふうに考えております。ですからここは特集の位置付けが変わったということで昨年と変わっている部分になります。

第5節が安全で活力ある漁村づくり、第6節が東日本大震災からの復興というような形で記載をいたしたいというふうに考えておまして、本日はこういったことで資料を整理して原文の作成をしていくわけですけれども、いろいろ委員の皆様方から、もしこういう事例もあるのではないかと、こういう構成のほうがいいのではないかと、いろいろ意見がございましたらあらかじめいただきまして、それを踏まえて次回以降、原案をお示しできるように作業をいたしたいということでございます。よろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のありました資料についてこれからご審議をいただきたいと思いますが、時間の制約もございますので2つのパートに分けて進めたいと思います。お配りいただいた資料全部で11ページございますけれども、その中の最初、構成案と第I章の特集の骨子案について、これが第1のパート、1ページから6ページということになります。これで一つのパートとして御意見等賜りたいと思います。そして、第2のパートとしては、第II章の一般動向編の骨子案について、つまり7ページから11ページまでということで御意見いただきたいと思います。

それでは、1つ目のパートである構成案及び第I章特集の骨子案について、1ページから6ページまででございます。御審議をいただきたいと思います。御質問、御意見ございましたら御発言お願いいたします。いかがでございましょうか。

久保田委員。

○久保田委員 3ページの丸が5つありますが、上から3つ目の、私も十分知っているわけじゃないんですが、ハマチ養殖、小割式生け簀方式の導入により発展と、ここは昭和初期にかけてというより戦後じゃなかったかなと思うんですが、それが1点ですね。

それから、次の4ページですが、この第2節で記述内容が3点書かれておまして、これは近代化、近代期等を駆使して海洋の環境、資源状況を的確につかむということでこういうものが取組がされるということだろうと思うんですが、ただ白書と、いわゆる国民の皆さんに見せるという点で行くと、記述内容の丸3つの前に、今までこれがこういうものが取り組まれる前はどうかだったのかということも一つ大事じゃないかなと思うんです。

特に浜浜で情報の集積ですね、これを端的に言いますとコンピューターということではなくて、手によって経験とか、そういうものを含めての情報の集積、それともう一つは資源の活用というのはその課題等を共有化すると、そういうものが昔から取組がされてきたと思うんです。したがって、ここのところもやはり入れないと、単に海洋を使ってこうだというようなことだけではちょっとわかりづらいいかなという気がします。

以上です。

○山下部会長 御意見ありがとうございます。

ハマチについては、それではお調べいただいて、それで再度御確認のほういただければ

と思います。

他にはいかがでしょう。

それでは、手が挙がった姜委員、そして東村委員、お願いします。

○姜委員 すみません、初歩的な質問で大変申しわけないんですけども、この白書に対する総合ページ数というのは最初に設定されているものなんでしょうか。

それと、章ごとの案文のページ数というのも同じく決められているものなんでしょうか。結果、伝えたいことを盛り込んでいくと総合ページ数が多くなるということをやしとしてこれというのは構成されているものなんでしょうか。

すみません、基本的なことで申しわけございません。

○山下部会長 いえいえ、白書の分量については議論のあるところでございますので、それについてはお答えをまず事務局からいただきたいと思います。

○企画課長 我々も実はそれが悩みの部分でございまして、非常に正直に申し上げますと、数年前の白書はこの白書の3分の2ぐらいの薄さで、はっきり言って、ある意味読みやすい量なんです。

ところが、いろいろ水産業につきまして詳しくいろいろな方の意見を取り入れながら紹介する内容を充実させていきますと、どうしてもこのぐらいの分厚さになってしましまして、余りさすがに分厚くなり過ぎると読むほうを読む気が失せてしまうとこれまた意味がないものですから、我々としてはできれば昨年よりも余分量的には増えないようなところでおさめたいとは思っております。

○山下部会長 よろしゅうございますでしょうか。

そういうことですね。それでは、東村委員、お願いします。

○東村委員 東村でございます。

今、いろいろな事例の紹介が案分として上がっているところで、もちろんこれからこれがどんどん詳しくなっていくかと思うんですが、ちょっと私のほうがこういう最新技術に疎いもので、記述例を読んでおまして何がすごいのかとか、これによって例えば漁業者様がこういうところが楽になるよとか、こういうところが効率化されるよとか、無駄が省けるよとか、そういうのがちょっと見えてきにくいんですね。これから内容を詳しくなっていくともしかして多分見えてくるんだろうと思うんですが、そういう余り詳しくない人でも確かにこういう技術によって自分たちのイメージしている漁業とは、水産業とは今大分変わってきているんだということが盛り込まれればいいなと思っております。それが1点目。

もう一点が、これ今の内容というのは、恐らく現在、漁業に従事している方にとって効率化されたり、省力化されたり、いいことがいろいろ技術の紹介が主になっていると思うんですが、ちょっと去年、おととの鹿渡島定置の話なんかちょっと出ていましたけれども、マニュアル化を進めるような技術というのがもしあれば、これは漁業の後継者がそれまで、今までは親方の背中を見て覚えなさいというのが、このキットを使えば半年、も

しくは1年やるだけで漁業の就業ができるというようなもしそういう技術もあれば紹介していただけると、ちょっと別の方面からになるかと思えますけれども、こちらのほうは御提案としてコメントさせていただきます。

以上です。ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

こんなようなことも踏まえて御検討いただければと思います。

他にはいかがでしょう。

それでは、中田委員、そして鈴木委員、お願いします。

○中田特別委員 まず、先ほど久保田委員がおっしゃったこれまで蓄積されてきたものというのは非常に重要だと思います。ただ、それが単なる歴史の記録という意味だけではなくて、未来にそれを受け継いでいくというところにもICTとかAIとかいろいろなものが生きてくると思えますので、最後の第4節の方向性のところにもそういったものを入れていただきたいと思いました。

それから、第2節です。人工衛星の情報自体は1980年代から水産業に利用されていますけれども、ここに入れる意味はさまざまな新たなセンサー類が入ったということと、2000年代に入ってコンピューター、シミュレーション、あるいはデータの同化といった新しい技術と一緒にささまざまな情報が発信できるようになったということだと思います。もちろんそういうことを意識されていると思えますけれども、その辺をきっちり書きこんでいただければと思いました。

それから、細かいことですが、第2節の最後、海洋環境と水産資源との関連の最後、漁場の変化と対応とありますけれども、これは適応化という既によく使われている言葉がいいのではないかと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、鈴木委員、お願いします。

○鈴木特別委員 かまぼこ連合会の鈴木でございます。

第2節の海洋環境について意見を申し上げます。

ここに示されている海洋環境というのは、恐らく海水温の上昇の話とか海流の変化とか、かなり大きな地球規模のことが記されるのだと思えますけれど、一方、沿岸の海洋環境に及ぼす森里、川、海のつながりに関しての記述がなされるのかとかちょっと心配になりました。

治水事業によって相当海に対する水の供給が減っておりますし、それから、砂が相当せきとめられていて、海浜の後退が全国どこでも進み砂浜がどんどんなくなっている、それがどれだけ海洋環境、そしてまたその生息環境に及ぼすかということは非常に重要な視点ではないかと思います。

それから、もう一点、海洋環境に関しては海洋汚染についてのことが触れられるのかなと思いました。例えば海洋の例の微細プラスチックの話とか、細かな話ですが、船のバラスト水

がほかの国に行って放出されることで全く違うものが国に移されてしまうとか、さまざまに今の海洋汚染というのはさまざまなジャンルといいましょうか、種別があると思いますので、そういうことについても触れておくべきではないかと思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、今何かお答えはありますか。なければ、今たくさん挙手をいただいているのでそのまま続けます。鈴木委員への、回答をお願いします。

○企画課長 今、鈴木委員から御意見いただきました部分につきましては、例年、例えば7ページでございます第Ⅱ章の漁場環境をめぐる動きの中で記載をさせていただいておりますので、今いただきました意見を踏まえながら、今年もちゃんとお伝えができるような形での記載を考えていきたいと思っております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、挙手いただいている佐藤委員、浜田委員、平野委員と順番にお願いします。

○佐藤委員 佐藤でございます。

御用意ありがとうございます。ここに紹介されている技術は、漁業の中でも獲ること、育てることに関与した技術が大半のようにお見受けしました。しかし漁業は魚を獲るだけではなく、獲って流通して食べるころまでが漁業だと言われています。付随して、今話題に出ている環境問題への対応や獲り過ぎない技術ということもあります。そこには最新の技術だけでなく、これまで現場の漁師さんたちが創意工夫してきたものも入ると思えます。例えば一般の人は海鳥を混獲しないためのマグロのトリポールといったものは御存じないけれども、新聞では混獲なんていう言葉を目にするわけですね。そういうときに、これはどうなっているんだろうと気になる。そして私どもの会にも質問がございます。

ですので、ここに書かれている技術の枠をもう少し広げていただいて、例えば魚の魚体の大きさで選別するための技術ですとか資源を管理するための技術というものもぜひともお加えいただいて、これまでの創意工夫と最新の技術の両方がわかるような形になっていると非常にわかり良いのではないかと思います。

そして、定置網漁業は、漁法として大変すぐれているものとして日本から世界にもお伝えしているもので、魚を獲り過ぎない技術として高い評価もいただいていると聞いております。そこで、定置網についてはここに入れたらよろしいのではないかと思います。

そして、すみません、もう一点ございます。第4節のところなんですけれども、ここでまとめになるところということであれば、食べる技術についても是時、ここに入れるべきだと思います。日本の加工流通技術、すり身にして食べるとか、海藻を寒天にして食べるということは、日本人が発見した本当にすばらしい食べる文化、食べるための加工技術だと思います。しかし、一般消費者はでき上がったものしか知りませんので、寒天が海からの私たちへの恵みだということも、あんみつを食べている人は御存じなかったりするわけで

す。ですから、是非そういう食べる技術も水産加工技術の大切な要素だということで入れていただけたらと良いと思います。

そして、何よりも何のための技術かということが書かれた記述だと読者にわかりやすいと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、浜田委員、お願いします。

○浜田委員 浜田でございます。

5ページの第3節のICTの活用のところについて申し上げます。

ICTについては、最近AIですとか人工知能ということで注目を浴びている技術ではあるのですが、先日、私が国際的な人工知能の会議に出席してきまして、そこで開発者の方が人工知能について大変な期待を寄せていただけることはありがたいのですが、皆さんの理解と実際の人工知能に大きな乖離がありますということをおっしゃっていました。

というのは、その方がかなりわかりやすく説明してくださったのは、今の人工知能ができることというのは、簡単に言えば超ものまねですというふうにおっしゃっていたんですね。ですので、世間で言われているようなゼロを100にしたりですとか、人間がやっていることにかわって人工知能が活躍するというレベルには全く達していないということをおっしゃっていました。

今できることというのは、これまで人間が積み重ねてきた知見を集積したものをプログラミングしておいて、その中でAIがベストの選択をするということができることであって、ゼロを100にできるものではないので、その活用方法について余り過度な期待を寄せ過ぎると余り期待した効果は得られないのではないのでしょうかという注意喚起を促していたんですけれども、そういう中で若い漁業者の方たちにお話を聞くと、昔は漁業自体のイメージ、きついという3Kというイメージが新規の新人や若者の参入障壁になっていたんですが、今は機械化が進んでいることで初期投資が非常にかかるということも新規参入の障壁になっているということをお聞かせしています。

ですので、機械を取り上げてこれで機械化をすることで漁業がよい方向に向かっていくのだという内容も一つあるとは思いますが、機械化をどんどん進め過ぎることによって新規参入の障壁が高くなるのであれば、そのあたりを余り機械にばかり寄り過ぎる内容にするのも若者の獲得に一つよい影響を及ぼさないのではないかと思います。

もう一つ、4年4カ月、私は東日本大震災の支援で東北の沿岸のほうに入っていたんですけれども、そこで漁業をする各年代の人に話を聞いていたことは、地震が起こる数日前から70代前後のかなりベテランの漁師さんたちは沖に船を出していたと。それは、その何日か前から魚のとれぐあいであるとか鳥の動きであるとか、そういう自然現象を見て自分で判断して沖に出ることができていたんですけども、そういった知見のない若い漁師さんたちというのは、なぜ沖に出しているのかという理由がわからなくて、震災が起こってか

ら急いで船を出そうとしたところ、港湾の入り口で津波に襲われてしまったりとかということがあって、いち早く動くためにはやはり過去、漁師さんたちが経験してきたこと、体験してきたことという知識というのがすごく重要なんですが、それが若い漁師さんたちには伝わってなくて、それは一つ、漁業の昔からの徒弟制度というものがあって、背中を見て覚えなさいとか、口を動かすよりも手を動かせとか、そういったものがあつたんですが、ベテランの漁師さんたちが言葉には発しないけれども行動していることを細かく検証していきますと、かなり根拠のある行動をとっているということが多いので、ベテランの漁師さんたちのこれまで積み重ねてきた知見を言葉にはできないものを科学的に明文化していくということで次の世代に伝えていくということも一つ大事なのではないかと思えます。

それから、一本釣りの漁なんかになりますと、ルアーの形というのは一子相伝で、なかなかほかの人には教えてくれないものなんですが、これもほかの人に教えたくないというものをマニュアル化する必要はないと思うんですが、なぜその形で、なぜその角度で、なぜその長さなのかというところを科学的に検証して、一般的な一つのルアーの提案というものが科学的に証明されていれば、新規参入をした人も新しく漁にかかわりやすいのかなというふうに思いましたので、これからの機械化というところにプラスして、これまでの漁業の知見の集積化と科学的な検証というところまで少し書いていただけるとよいのかなと思いました。

○山下部会長 いろいろと御意見ありがとうございました。

では、平野委員、お願いします。

○平野委員 平野でございます。

6ページ目なんですけれども、第4節、科学と現場が一体となる水産業の持続的な発展に向けてとありまして、この持続的なというところに注目いたしますと、このICT技術を使って資源を科学的に実証できるというようなことを九州大学の先生から伺いました。資源を科学的にこのくらいあるのだから、きょうはこころ辺に魚が集まっているのでそこに行けばある程度漁はできるということは燃料の無駄はないんだと。だけれども、全体的にこのくらいの量があり全体の中の総量から採れる量を引いて、残ったものを次の世代、次の世代というふうに生み続けることで持続可能性が出てくるんだという説明を受けましたので、見出しに持続的な発展に向けてというようなことがあるのでしたら、資源の持続性というものも一言書いていただけたらと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、先ほどから大森委員から手が挙がっていますので、大森委員、お願いします。

○大森委員 私は、3ページの第1節なんですけど、この大正期から昭和初期にかけての時期というのはここに記載されているように特に機船底曳が大幅に漁船数を増加させていた時代であります。

この時代は底曳船が物すごい技術革新をして、そしてものすごい数がつくられていった。

このために資源に大きな圧力がかかって、それを30年代に大幅な減船、北転船のような漁場を北洋に転換していくことで沿岸の資源に対する圧というものを調整せざるを得なかった。そういう負の歴史がこの間にあったということの一つの教訓として技術の発展には基本的に資源との適切な調整が必要なんだということをお中でも謳っていただければということでございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、他にはいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

さまざま御意見ただいまいただきましたけれども、第1節のところの技術の歴史というのは、書き始めると本1冊分になるような、先ほど分量の話が出ましたけれども非常に長いものになってしまうと。そういう意味ではどこにフォーカスを当てて、第3節のほうにつなげていけるような、そういう視点から記載をしていただくというのがいいのではないかと私も個人的には思っておりますけれども、それも私の意見として申し上げたいと思います。

それでは、今挙手いただいている方いらっしゃらないのでここはここまでにいたしまして、続きまして第II章、一般動向編の骨子案、資料の7ページ以降について御意見をいただきたいと思っております。いかがでございましょうか。

ここでは一般動向編では、例年の章立てと準拠したものになってはおりますけれども、毎年どこが最初に来るかとか、どこを強調するかというようなことが多少変わったりしています。それで言いますと、ことしは第3節で消費とか需給ということを前面に出しまして、これは前回企画部会で消費も非常に大事であるという御意見を賜った、これを反映して第3節に抜き出していただいていると思っておりますけれども、それ以外のところも含めまして、7ページ以降で何か御意見いかがでございましょうか。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木特別委員 第3節に関して申し上げたいと思っております。

今の流通と申しますか、消費者の買い物の仕方が本当に大きく変わってきて、アマゾン初め、あのようにネットでものが買える、ネットでサービスが受けられる、この潮流というのが物すごいスピードで動いていると思っております。その中でさまざまに今、流通業界も先日もヨーカドーとアスクルが組んで、いろいろなものを調達できるようなお届け便のようなサービスが始まったりとか、食べ物についても調理についてもさまざまなメニューがネット上で見られて、それに関係する食材を的確に注文できるシステムが動いていたりとか、とにかくさまざまに流通と買い物スタイルが変わってきているわけです。

その中で水産物はその流れに乗っていかない、一番乗っていけないのではないかなと思っております。ですから、これからの物の買い方、それに対してどういうふうに水産物を乗せていかなければいけないのかということをお、本当に真剣に考えていかないと、従来の魚屋さんで買うとか、デパートの惣菜店で買うとか、そういう世界だけでは通用しなくなってくると思っております。

物事の買い方が将来的にどんどんどういうふうに変わっていくのか、それに対してその水産物をどういうふうな物流なり、ネットワークに連れていくのか、そこが非常に大きな課題であるということをぜひ何か記述していきたい。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

今の御意見は一般動向編でもありますけれども、これ前半の特集編にもかかわってくる問題かなというふうにも思われます。特集編では特に生産のところですね、ここにICTの活用というのに主眼を置いていますけれども、流通と、それから商品のところにも当然今御指摘のあったようなICTの波がどんどん押し寄せているということではないか私も理解いたします。

他にはいかがでしょうか。

大森委員、お願いします。

○大森委員 2点お願いします。

8ページの漁業経営の動向のところ、以前からお願いを申し上げているところなんですけれども、ここで沿岸漁船漁業を営む個人経営体の経営状況というのがあります。この沿岸の個人経営体の平均の所得をずっと上げているわけなんですけれども、今回の水産基本計画の中でも中核的な担い手の育成というところを重点化していくことになっていますし、この部分でそういった中核的な担い手層の所得形態というのがどういうふうになっているのかというのを、引き続き御検討をいただきたいと思います。単に平均するということになると、漁村で生きがいで高齢になっても趣味の一部として漁業をおやりになっているような方々も含めた平均になってしまうということでいろいろな誤解を招くということがずっと問題としてあるわけです。

それから、11ページ、第5節のところ、漁業・漁村が有する多面的機能、この部分でも水産基本計画の中でもこの中で特にその漁業・漁村が有する国境監視機能、このことについての国民的な理解、そしてこの取組の推進ということがうたわれておりますので、具体的にどういう取組がされて、また、どうしていこうとするのかというようなことも含めて記述をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

沿岸漁業の所得というのは平均値ですけれども、中核的経営体だけを抜き出すという、そういう統計が統計的にできるのかどうかと、漁業センサスの例えば個票を使えば年齢で分けることはできるんですね。それでも何円の単位ではなくて何円から何円という、100万円から200万円とか、そういう大きなくくりですけれども、それが若いからといって中核的経営体と限られるわけではないということで、この辺御意見いただきましたので、事務局のほうで工夫をしていただければと思います。

○大森委員 これは積み立てプラスとか、それから漁業経営セーフティネット構築事業とか、そういったところの加入者に観点を当てると、かなり中核層への絞り方ができると思

いますので、そういったことも検討していただきたいと思います。

○山下部会長 わかりました。ありがとうございます。

他にはいかがでございましょうか。

若狭委員、お願いします。

○若狭特別委員 ちょっと2点ばかりあるんですが、まず8ページ目、第2節の部分の漁業就業者をめぐる動向というところで、先ほど沿岸漁業の話も出たんですけども、漁業全般に言えるんですけども、遠洋漁業、沖合漁業、沿岸漁業とありまして、私は遠洋漁業のほうをちょっと述べさせていただきたいんですけども、まさに遠洋漁業における船員の確保、漁業における海技免状保持者の育成と、ここは今現在遠洋漁業は相当崖っぷちに来ていて、全体的には衰退の歴史をずっと辿ってきているんですけども、このままで行くと遠洋漁業そのものの存続が非常に危うい状態になっていると。これは水産基本計画でまとまったんですけども、その過程で何回か議論があった部分なんですけれども、水産白書をつくる段階で今後の漁業の持続性ということスポットライトを当てられるんだったら、今まさに遠洋漁業については船員がいなくて、大手、中小にかかわらず、もろもろ倒産もありかなという状況まで来ています。そういう認識に立って海技免状保持者の育成だとか、次の節にもあるんですけども外国人技能実習制度、これ海上、陸上両方ともあると思うんですけども、こういったところを有機的に結びつけて、漁業いろいろあるんですけども、とりわけ遠洋漁業の存続ができるように配慮していただきたいなど。

それで、あとは次の4節の海外情勢ということもありますけれども、全部ちょっとずつ関連しているんですけども、2国間等の漁業関係というところがあって、太平洋等諸国等との関係というふうになっています。どのような書きぶりになるのかわかりませんが、例えば来年、福島で島サミットがあります。島サミットは外務省が主導らしいんですけども、島サミットの構成する国というのが大体南太平洋で資源は漁業資源しかないというところなんです。

ただ、どういうわけか、島サミットで日本のそういった経歴がある漁業をよろしく頼む的な議論というのはようやく前回から出始めたところなので、その辺の部分もそういった島サミットの間を借りて海外漁業協力だとか、そういったことも含めて、日本の遠洋漁業が存続できるように上手に取り計らっていただきたいなど。もちろん水産庁だけではなくて、外務省なんかの力も借りなきゃいけないところだと思うんですけども、せっかくそういう国際的な場があるのでそういったことも有効活用していただきたいというふうに思っています。これは遠洋漁業のことを存続ですね、その分をスポットライトを当てさせていただきます。

ただ、日本の漁師は、先ほどもいろいろ話があったんですけども、漁業はやるという人口はどんどん減ってきています。そういうところじゃやはりいろいろ御意見もあるとは思いますが、そういう先ほどありました技能実習制度のいろいろなそういった拡充等も日本の漁業にとってはとても大切だと思います。私、日本人はだめだと言っている

わけではございません。日本人は大切なんですけれども、実際問題としてなり手がだんだん少なくなってくると、やはり周辺の外国の漁業国のそういった力も借りて日本の漁業を永續するようにしなきゃいけないんじゃないかと切に感じています。

ちょっと長くなりました。以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

水越委員、お願いします。

○水越委員 まず構成についてちょっと一言お願いしたいことがあるんですけども、先ほど企画課長が説明された10ページにあります、水産業をめぐる国際情勢なんです、昨年度、これは冒頭にあって今回は特集、もとの流れに戻すということをおっしゃられたんですけども、そうしますと昨年度の場合、国際情勢、国際的な資源管理の話が来て、国内の資源管理が来るという流れになっていたと思うんですが、今回の作成する白書を見ますと、ちょっと飛びますけれども、7ページのほうで我が国の資源管理があって、それで10ページに来て、間2節置いて、4節目に国際的な資源管理が来るというようなことで、ちょっと分断されるような印象があるかなと思います。

例えば、このカツオ、マグロ、多国間の漁業関係の中にあるカツオ、マグロの話などは、やはり国内との関係が不可分だと思われまますので、やはり例えば第1節のほうで国際的な情勢、あるいは国際的な資源管理についても若干触れるなどの工夫が必要ではないかなというふうに思いました。

もう一点は、8ページの漁業就業者をめぐる動向あたりなのかちょっとよくわからないんですけども、北海道で最近、私が住んでいる北海道で、林業についてかなり都会の子供たちをいろいろな地域に集めて体験させられるような取組が結構進んでおりまして、そういった取組がかなり目立つなというような印象があります。それに比べてやや水産のほうは、水産業が盛んな地域についてはそういったことが行われているようなんですけども、でもやはり林業のほうが目立っているなというような印象があります。

ということで、新規就業者の確保に向けた取組あたりになるかどうかちょっとよくわからないんですけども、そういった子供たちに対する教育のようなところで何かちょっと取り上げていただければなというふうに思います。

以上です。

○山下部会長 何か北海道での事例がありましたら事務局のほうにお知らせをいただければと、お願いします。

では、東村委員、お願いします。

○東村委員 東村でございます。

恐らく今までも余り書かれていなかったからここに上がってないんだらうと思うんですけども、遊漁者と漁業者の関係というか、遊漁者がどうだという話が出てきてなくて、なぜ遊漁者の話を今持ち出すかと申しますと、11ページの第5節の漁村の、漁業、漁村が有する多面的機能で、先ほど大森委員が国境監視機能のことをおっしゃっていましたけれ

ども、もう一つ、海難救助にかなり漁業者の方が携わっているということを私、多分去年の白書の議論でこれ書かないほうがいいのかもかもしれないというのは、書いたら遊漁の人が甘えてしまって助けてもらえばいいやみたいな、そういうふうにミスリードされたら困るなと思ってどうでしょうかねととめたような気もしています。

ですので、また今回もちょっとそういう感じでどうでしょうかというところでとめておきたいと思います。

先ほどおっしゃった大森委員の国境監視の機能に関しては、この間ネットニュースで何か木造船が漂っているのが地元の人に発見されて海上保安庁はどうしているんだと、一般の人たちがコメントしているのを読んだんですけれども、ああいうのも多分、地元の人って書いてあるけど、多分地元の漁業者の方なんじゃないかということで大森委員がおっしゃっている国境監視機能というのはもっと強調していいのではないかと思います。

以上です。ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、こちらの津田委員からで、中田委員、それからあちらのほうに行きます。ちょっと待ってください。

○津田特別委員 10ページの第4節の水産業をめぐる国際情勢の中の一番下の外国人技能実習制度についてですけれども、現在、漁船・漁業の8業種、養殖魚の2業種ということで実施されております。それで、今年11月1日より新たな制度として法律が成立しております。これについては捕鯨関係でも法律の成立が記述することになっておりますが、この漁船漁業に関する外国人技能実習制度の法制化についても記述していただきますよう要望しておきたいと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

中田委員、お願いします。

○中田特別委員 まず、先ほど鈴木委員のほうからプラスチックごみの話がありました。このプラスチック、この第II章第1節の書きぶりは、対応が結構とれているようなことを取り上げているように受け取れます。一方、プラスチックごみについては2050年には魚よりも量が多くなるのではないかというような話もありますし、なかなか対応が難しいところだと思います。

そこがどういう書きぶりになるかということをお教えしていただきたいのと、ごみのソースを減らすという意味で、例えば底曳漁業などでやっている海底の漁具の掃除であるとか、それからあと、海浜のごみの回収、漁業者たちが加わっている海浜のごみの回収とか、そういうのも紹介できるのかなと思いました。

それからもう一つ、第2節です。これは我が国の水産業をめぐる動きとなっておりますけれども、例えば陸上養殖であるとか、それから先ほども出ていました山、川、海のつながりなどを考えても、水産だけでなかなかたち行かないような問題が多々あると思います。

それで、重要な問題に関しては、よその省庁とのかかわりについても書き込んでいただけるといいと思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員と姜委員から手が挙がっていましたので、佐藤委員のほうからお願いします。

○佐藤委員 佐藤です。

第4節です。この多国間の漁業関係、2国間の漁業関係、捕鯨をめぐる国際情勢というところで、これは漁業の話なんですけれども、何の魚をテーマにしたこれは委員会なのかということが一般の国民にわかるように表現や記述に工夫をお願いします。大正となる魚の名前が載っていると、私が食べているあれに関する委員会なんだとわかり、より身近なこととして感じられると思います。先ほど若狭委員からご意見がありましたけれども、太平洋島しょ国のといたら鯉節がテーマなんだな、というようなことがわかると、日本の漁業に対する応援団も増えると思います。委員会によっては1つ、2つの魚に限らないと思いますけれども、ぜひ何か魚の名前が出てくるような記述をお願いします。そして捕鯨のところではぜひとも鯨食についてもお書きいただきたく思います。前回の白書でも入れていただきましたが、クジラは日本人にとって大切な食べ物であるというベースが大切だと思います。末永く利用したい、その資源状況を調べるために日本は調査捕鯨をやっているんですということがわかるような記述になりますようお願いいたします。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

姜委員、お願いします。

○姜委員 先ほどページ数のことを聞かせていただきまして、日々読みやすい媒体をつくらうと努力をされていて、先ほど水越委員からあったように、ちょっとこの構成が少し読みにくいかなというのを直感的に感じましたので、一言だけ申し上げさせていただきます。

第1節の漁場環境をめぐる動きから、第2節、第3節、第4節というふうになっておりますけれども、恐らく持続的な我が国の水産業の発展に向けてというところが大テーマとしてあったときに、漁場環境をめぐる動きというのが第1節から流れていて、そしてその中における我が国の水産物の消費、需給をめぐる動きがあって、漁村づくりがあって、最後の第6節に行くほうが読みやすいかなというのを単純に思いましたので、ちょっと第4節と第2節の間に、消費、需給をめぐる動きがあって、また情勢の話になるというよりは、漁場環境というのが我が国、そして水産業をめぐる国際情勢の中で我が国の今現在の水産物の消費どうなっているのかというほうが読み方としては読みやすいかなというふうに思いましたので、発言させていただきます。

○山下部会長 ありがとうございます。

第3節を第2節の一部に取り込むというお話ですか、ちょっとごめんなさい、私が理解

不足だったかもしれませんが、御意見は第3節を。

○姜委員 第4節を第3節の位置に持ってきたほうがよろしいのではないかとことです。

○山下部会長 3と4を入れかえるということですか。

○姜委員 はい。環境というところを主題において、今情勢がどうなっていて、我が国がどういふところにあるのかということと理解した上で、環境を我が国の今、環境がどういふ状況なのかということとを全て述べた上で、現在我が国が置かれている水産物の消費、需給をめぐる動きといったものが次に来たほうが読みやすいかなというふうに思いました。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、事務局のほうで検討していただきたいと思います。

他にはいかがでしょう。鈴木委員、お願いします。その後、菅原幸洋委員、お願いします。

○鈴木特別委員 第4節の多国間漁業関係、そして2国間漁業関係、この辺に触れることでございます。今まで日本の漁業というのは沿岸漁業、近海漁業、遠洋漁業というふうに種別されて、あくまでも日本人が、日本国籍の船が漁獲をするということが前提でしたけれども、その枠からはみ出して、例えば洋上買いつけとか洋上貿易とか、こういう概念がそろそろ持ち込まないと立ち行かなくなるのではないかと考えています。

具体的にイメージで申し上げますと、例えばEEZのぎりぎり中国やロシアがたくさん魚を獲っているわけですが、そこで日本国籍の仲積み船を差し向けて洋上で貿易買いつけをするというような、そういうことというのはほとんどなされてきてないわけですし、また、国策としても漁業の保護という面でそういうことはしてはいけないというふうになっておりましたけれども、時代も変わってきておまして、洋上買いつけ、洋上貿易ということの検討をしなければならぬのではないかなと一節、一文が入れられるのかどうか、この辺は議論が要るところだと思いますけれども、一つ投げかけさせていただきたいと思います。

○山下部会長 難しい提案かと思いますが、御検討いただければと思います。

では、菅原幸洋委員、お願いします。

○菅原（幸）特別委員 菅原です。

8ページの水産物の流通加工の動向の中で、HACCPへの対応と記述があるんですが、今新しくつくられている市場に関してはよくHACCP対応の市場が増えてきていると思うんですが、HACCP対応はされているんですがHACCPを活用している市場が少ないような気がします。僕の愛媛、地元でもHACCP対応の市場があるんですが、よく正月の初競りなんかで映像が流れると、やっぱりトロ箱を直に置いたり、トロ箱の上に乗かって競りをしたりというような映像が流れています。このHACCPというのは対ヨーロッパ輸出だけに考えを持っている人が多いのかなと、市場関係者は、せっかくHACCPを取ったんだったらきちんと活用するというような指導をしていかな

いと衛生面に関しても相当悪いと思います。我々魚を取り扱う漁師から見ても本当に市場の魚の扱い方は雑です。

ですから、そういったHACCPをとったのであれば、きちんとHACCP対応をしていくというような指導をぜひ今後していただければと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

運用面の要望というふうに承りました。

他にはよろしゅうございますでしょうか。

細川委員、お願いします。

○細川委員 細川でございます。

どこに入れたらいいか、ちょっと私もわかりませんが、加工業で出てくる残滓と、それに洋上で出る残滓があると思うんですが、それらをどのように活用されているのか。一度調査頂き、どこかの項に記載していただきたいと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

残滓は、この間視察でも工場を見に行ったところなんですけれども、他にはよろしゅうございますでしょうか。

それでは、時間の関係もございますので、この辺で本件の審議を終わらせていただきたいと思います。事務局のほうには、ただいま出された意見等を踏まえまして、白書の作成に向けた作業を進めていただくようお願いいたします。

それでは、次の議題でその他でございますけれども、事務局から報告事項等がございましたらお願いいたします。

○企画課長 今ちょっと事務局のほうから追加で資料をお配りしておりますので、まずそれを御覧いただけますでしょうか。

今週、先週末ぐらいからマスコミのほうで流れておりますけれども、規制改革推進会議との関係で水産政策の改革の基本方向と、方向性というものを対外的にお示ししておりますので、その位置づけと概要について御説明を申し上げます。

まず、今お配りした資料でございますように、水産基本計画の中で実際に数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について関係法律の見直しを含め、引き続き検討を行うということが位置づけされてございます。その後、3つ閣議決定がございまして、未来投資戦略、経済財政運営と改革の基本方針、さらには規制改革実施計画というところで、同様の内容が定められているということでございます。

規制改革推進会議のほうとの関係で申し上げますと、実施時期がございまして、平成29年に検討を開始し、平成30年に結論を得て、結論を終え次第速やかに措置すると。所管省庁はまさしく農林水産省であるということでございます。

それで、9月から具体的にはワーキンググループというのが規制改革推進会議の中に設

けられておりまして、ヒアリングが実施されてございます。冒頭と申しますか、第1回目に水産庁長官のほうから水産業の現状と課題について御説明を申し上げ、その後、全漁連さんもヒアリングがありましたし、水研機構さんのほうもヒアリングを受けました。さらには、沿岸漁業者だったり遠洋沖合の漁業者、流通の関係者もヒアリングがございまして、そういったものを若干おくりしておりますけれども、規制改革推進会議のホームページのほうで議事の資料とか、あと議事概要というものが公表されております。

先日、24日に再度水産庁のほうに対して今検討中の改革の方向性を説明してほしいという事で説明をいたしました。まだ議事録は掲載されておられませんけれども、実際に資料そのものはホームページに掲載されてございます。その内容についてこの場で御紹介をさせていただきますと思います。

あくまでもその際に御説明を申し上げた資料ということで位置づけは御理解いただきたいんですが、最初に規制改革推進会議のほうで3つの審議事項と、主な審議事項というものをつくってございまして、それに沿った形で説明したほうがよかろうということで資料をつくっております。

ですから、お示しをしております資料には1、2、3という形になっておりまして、1が漁業の成長産業化に向けた水産資源管理、2が水産物の流通構造、3が漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備という項目立てになっているということをお理解いただければというふうに思います。

中身は読んでいただければいいんですが、概略を御説明いたしますと、我が国の周辺の豊かな水産資源を持続的な形で有効に活用するという事で、将来にわたりまして漁業、漁村が健全に発展し、国民に対して、また輸出も視野に入れながら水産物の安定供給が確保されるようにしていくことが重要な課題だということ、水産政策の改革につきましては、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就労向上を確立することを目指してということ、検討を進めるということで、今申し上げました3つの項目について記述をさせていただきます。

1つ目の資源管理につきましては、漁業の基礎であるということで水産資源がちゃんと適切に管理することが必須だと。さらに、そのためには、国際的に見て遜色のない資源評価、管理方法とすることが必要であるということで、1つ目のポツは、資源調査を抜本的に拡充し、国際水準の資源評価を実施すると、その成果を活用して我が国周辺水域の適切な資源管理のための関係国との協議を進めるということでございます。

資源管理をちゃんとやっていくということは事実なんですけれども、御承知のように我が国周辺水域では共通に利用している資源があったり、外国漁船の活動が活発化しているということもございまして、こういった面で国際的な会議の場でもちゃんと指導して資源管理を進めていきたいというふうに考えておりますし、そのためにはしっかりした資源評価が必要だと考えているということでございます。

資源管理の資本としましては、資本資源につきましては、今後アウトプットコントロー

ル、いわゆる数量管理のほうを、これを基本といたしまして、インプットコントロール、テクニカルコントロールを組み合わせ管理を実施していきますと。アウトプットコントロールということになりますと、漁業の実態を踏まえつつ、可能な限り I Q も活用していきますということと考えております。

その際、当然のことでございますけれども、これまでの自主的規制の取り組みの評価を踏まえつつ、公的な規制と効果的に組み合わせていくということで、効果的な資源管理が実施できるように検討してまいりたいと考えております。

栽培漁業につきましては、資源管理上効果のあるものを見きわめた上で重点化するというところでございまして、実際には漁業者の方や漁業者団体、あるいは都道府県の支援を受けて実施しているものがほとんどでございまして、これまでの効果を検証した上でより効果的なものとなるよう進めてまいりたいということでございます。

次に、流通構造の部分でございますが、世界的には水産物需要は高まっているという中で、潜在的に有している我が国の漁業といいますか、資源をうまく活用して成長産業化を図るというためには、当然輸出というものも一つ視野に入れて品質面、コスト面で競争力ある流通構造を確立していることが必要だろうと。

そういった観点から申し上げますと、先ほどもちょっとありましたけれども、品質とか衛生管理、あと新しい技術を活用するトレーサビリティの充実みたいなものを進めていく必要があるだろうということで、ここに記載をしたということでございます。

さらに3番目でございますが、1つ目の丸が遠洋、沖合漁業等の部分でございます。一番最初に申し上げました資源管理の話で大前提といたしております。そういった中で、これまでは漁船の隻数とか漁船の大きさでコントロールしてきたわけでございますけれども、漁獲量を実際にコントロールするという中で見直すことができるような規制があればそれは見直ししながら、国際競争力の強化につながる許可制度にしていくというようなことを考えているということでございます。

今申し上げましたように、資源管理方法の変更、要するに I Q とかを実施していくということにいたしますと、見直す部分も出てくるだろうと。

一方で、やっぱり漁業を限られたアクセスの認められた許可で操業するという方でございますので、資源管理をしっかりやってもらう、あと、周りから見たときにちゃんとやっていたらいいんだなということがわかるような形で漁業許可を受けた方には資源管理の状況とか生産のデータの報告をちゃんと義務づけをいたしたいということでございます。

漁業許可につきましては、そういった意味で資源管理を適切に行って、生産性の高い者は更新をしていただくということを前提といたしまして、一方で今でも指定漁業につきましては、漁船の使用権というものを通じまして参入というものが可能な状態にはなっておりますが、より新規参入というものがしたいという方がやりやすいようなといいいますか、わかりやすいような仕組みを検討してまいりたいと考えております。

その次の丸、養殖・沿岸漁業につきましては、我が国水域を有効かつ効率的に活用できる仕組みとするということで、特に養殖につきましては国際競争力につながる新技術の導入ですとか投資が円滑に行われるよう留意して検討すると。具体的には1つ目の黒いポツにございますように、都道府県の漁場計画の策定プロセスについて、参入希望者を初め、関係者の意見を幅広く聴取するなど、透明性を向上していこうということでございます。

地元の方はよく免許の漁場計画をつくって免許するという事は御存じだと思うんですけども、一方で地区外といいますか、余り今まで漁業と接触のなかった企業の方なんかは、恐らくそういうプロセスをよく御存じない部分もありますので、そういったものはわかりやすい形にしていっていただこうということでございます。

次に、漁業権のほうですけれども、漁業権といいますか、沿岸漁業の漁業権の利用状況とか資源管理の状況、あと生産データみたいなものは、免許を受けた者が果たすべき責務というものは明らかにしていっていただこうというふうに考えております。

さらに、水域を適切かつ有効に活用している者が漁場利用を継続できるということを基本とするということでございます。その上で有効活用されていない水域については、やはり沿岸の漁場におきましても、新規参入が進みやすい仕組みというものを検討していただこうということでございます。

最後の4つ目のポツですが、沿岸漁場の管理につきましては、今でも漁協さんで例えば沿岸漁場の適切な維持、保全していくために、例えば藻場・干潟の管理とか密猟監視とか、赤潮のモニタリングというんでしょうか、そういったものを漁協の事業として実施されておりますので、そういったものについて都道府県が漁協等に委ねることができるという形で、都道府県の責務を明確化した上で委ねることができるとした上で、その際のルールを明確化するというようなことを考えてございます。

最後の丸でございますが、農協改革とよく比較して漁協の改革の話も出てくるかと思えますけれども、実際にここにいらっしゃる方はよく御存じだと思いますけれども、単純に比較して農協と同じという形ではございません。例えば信用事業のウエートですとか、あと、組合資格の問題ですね、あと、中央会制度みたいなものがあるのかなのかといった面では随分漁協と農協は違いますので、こういった違いをちゃんと踏まえた上で、ただ、一方で水産政策の改革というものを進める中で改めて見直すべきものがあればそれは改革の方向性にあわせて検討してまいりたいということでお示しをしております。

こういったことで漁協の役割が適切に発揮されて、うまく日本の漁業の成長産業化につながるように検討を進めてまいりたいということで考えてございます。

一応年内の、今後のスケジュールを申し上げますと、年内にこれは何らかの形で政府の方針としてこの中身について位置づけをした上で、規制改革推進会議のほうは、進め方といたしまして6月ぐらいに答申をするというのを考えておりますので、今後また引き続きそちらとのいろいろな議論なりヒアリングなりが行われて、この政策改革の方向性の内容について具体化した形でまとめをしていくということになろうかと思えます。

説明は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明につきまして、何か御意見、御質問などございませんでしょうか。

規制改革推進会議のほうは、そちらのペースで結構頻繁に開催されているというふうに聞いておりますけれども、この企画部会のほうでもそれをフォローするというか、逐次ご報告をいただいて、どのような対応を水産庁としてとっていらっしゃるかということをお聞きするということになっておりまして、それできょうは説明をしていただきました。

今日の今日で何かございませぬようでしたらまた、中田委員、お願いします。

○中田特別委員 御説明ありがとうございます。新規参入について、有効活用されていない水域について活用しやすくする仕組みを検討するという御説明がございました。一方で有効活用されている海域については余り対象にならないのかということと、それからあと、有効活用されていない水域というのはどういうふうにして判断していくのか、その辺ちょっと教えていただければと思います。

○企画課長 相当実際の漁場の利用状態というのは、いろいろ地域ごとにといいますか、海域ごとに差があると思っております。一般論としてなかなか申し上げるのは難しいんですけども、1つは今まで例えば養殖とか定置漁業をやっていたんだけど、何らかの理由でその漁場が使っていない状態が長く続いているみたいなところをどう考えるのか、ただ、それは当然使わなくなった原因といいますか、理由というものがそれぞれあると思しますので、単純に新しくやりたいという企業の方が使える漁場なのかどうかというのは別の問題だろうと思っております。それは個別に判断するしかない。

さらには、少し議論として出ておりますのは、いろいろな海洋構築物に関する技術みたいなものが上がってきまして、規制改革推進会議の委員の方からも沖合養殖なんかどうなんでしょうかという議論が出ています。もしそういった意味で既存の漁業が余り使っていないようなところで沖合養殖ができるんだというような話になれば、それはまたうまく漁場を活用するという意味で新規参入みたいなものがどうやったらうまく円滑にできるのかというような仕組みを考えていったらどうかということで、ちょっとお答えになっているかどうかわかりませんが、そういったことが想定されるのではないかと考えております。

○山下部会長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

菅原美徳委員、お願いします。

○菅原（美）委員 3番のところの遠洋・沖合漁業等のところで、漁業許可を受けた者には資源管理の状況、生産データ等の報告を義務づけるとあるんですけども、これちょっと私の聞いた部分の中で、静岡県の船団の中でクロマグロをアジ、サバとして称して水揚げしたというケースがあると聞いていて、静岡県で大問題になっているという話を聞いた

ことがあるんですけども、これらそのデータを報告されたらどうなるのというところはいかがなものなんでしょうか。

○企画課長 ちょっと個別具体的な話をここで御紹介するというのがあるのかどうかというのがあるので一般論として申し上げますけれども、1つは、いろいろ対象魚種を制限されている場合に、その対象魚種以外のものをいっばいわかっていて獲ったというときには、これは公的な制限がかかっている場合には当然罰則がかかるということになります。もう一つは、報告そのものにつきまして、例えば今ある中で言いますとTAC法というのがよくあるというのは御存じだと思いますけれども、その中では報告そのものはごまかすと直ちに罰則がかかる形になっておりますので、今後きっちりとした管理で報告を義務づけられたと、それにもかかわらずいかげんな対応をしたということであれば厳正に対応していくということになろうかと思えます。

○山下部会長 よろしゅうございますか。

それでは、他に事務局のほうから、あるいは委員の皆様から何かございますか。

事務局はよろしいですか、ございませんか。

津田委員、お願いします。

○津田特別委員 その他ということではよろしかったですか。

○山下部会長 はい。

○津田特別委員 国際条約のILO188号条約、漁業労働条約について、本年11月16日に発行いたしました。国内法制化の所管は水産庁であると認識しておりますが、同条約の中間取りまとめまでは検討しており、それ以降の進展がないことに対しまして、これまでも再三、水産庁へ申し入れをしておりますが全く動きがない状況であります。国内法制化の審議をいつから始めるか、教えていただければと思います。

○山下部会長 お答えいただけるようでしたらお願いします。

○企画課長 すみません、おっしゃるとおり、国際的には漁業労働条約が発行したんですけども、我が国のほうでは批准に向けた作業が進んでいないという状況になっておりまして、ちょっと明確にここで申し上げることはできないんですけども、引き続き検討中ということで御理解賜ればというふうに思います。

○山下部会長 それでは、他に事務局から何かございますでしょうか。

これで終わりということではよろしゅうございますでしょうか。

今回の企画部会のスケジュール等をお示しいただければと思いますけれども。

○企画課長 それでは、事務局のほうから、本日は御審議いろいろ御意見多数いただきましてまことにありがとうございます。今回の企画部会は、前回御了解をいただきましたスケジュールのとおり、来年2月の中旬ごろに開催をいたしまして、白書の第一次案について御審議をいただくということで予定してございます。具体的な日程につきましては改めて調整をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の折、企画部会に御出席いただきまして、貴重

な御助言、御指導いただき、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○山下部会長 では、以上をもちまして本日の企画部会を終わらせていただきます。

ありがとうございました。